

今年（2020年）は、1995年に北京で開催され、世界から50万人が参加した第4回世界女性会議とNGOフォーラムから25周年です。この会議では、ジェンダー平等の聖典ともされている北京行動綱領を夜中の議論を経て採択されました。北京行動綱領は12領域に分かれていますが、全体の精神は、ジェンダーの主流化と女性のエンパワーメントです。

北京+25のこれからを議論するために、メキシコシティとパリで若者の参加者割合の高いフォーラムが5月と7月に開催予定でしたが、来年前半に延期になりました。

北京行動綱領を受けて、日本でも1999年に男女共同参画社会基本法が制定され、各自治体でも男女共同参画推進条例が制定されました。清瀬市でも2005年に清瀬市男女平等推進条例を制定し、2006年から施行されました。この条例の22条では、市民は、市の施策が男女平等の推進に反すると認める時、並びに性別による差別的取扱いその他男女平等推進施策を阻害する要因によって人権が侵害されたと認める時は清瀬市男女平等苦情処理委員に苦情申し立てをすることができるものと定めています。しかし、申し立て0が続いています。

平成29年度に実施された清瀬市の意識調査では、「男は仕事、女は家庭」に賛成する割合が24%、令和元年度の全国調査では35%ですから、清瀬市の市民の意識は高いといえます。しかし、実際に家事、育児をしている男性の割合は低いので、さらに市の男女平等政策を推進する必要があります。そのために、市民の皆さんは清瀬市の政策全体をチェックして苦情申し立てをして、女性議員割合が40%の市議会同様、清瀬市を男女平等市にする必要があるのではないのでしょうか？

清瀬市苦情処理委員 橋本ヒロ子